

古河市公共施設等総合管理 (ファシリティマネジメント)

基本方針

〔 概要版・説明資料 〕



平成27年3月
茨城県 古河市

■ 基本方針策定の背景 ①

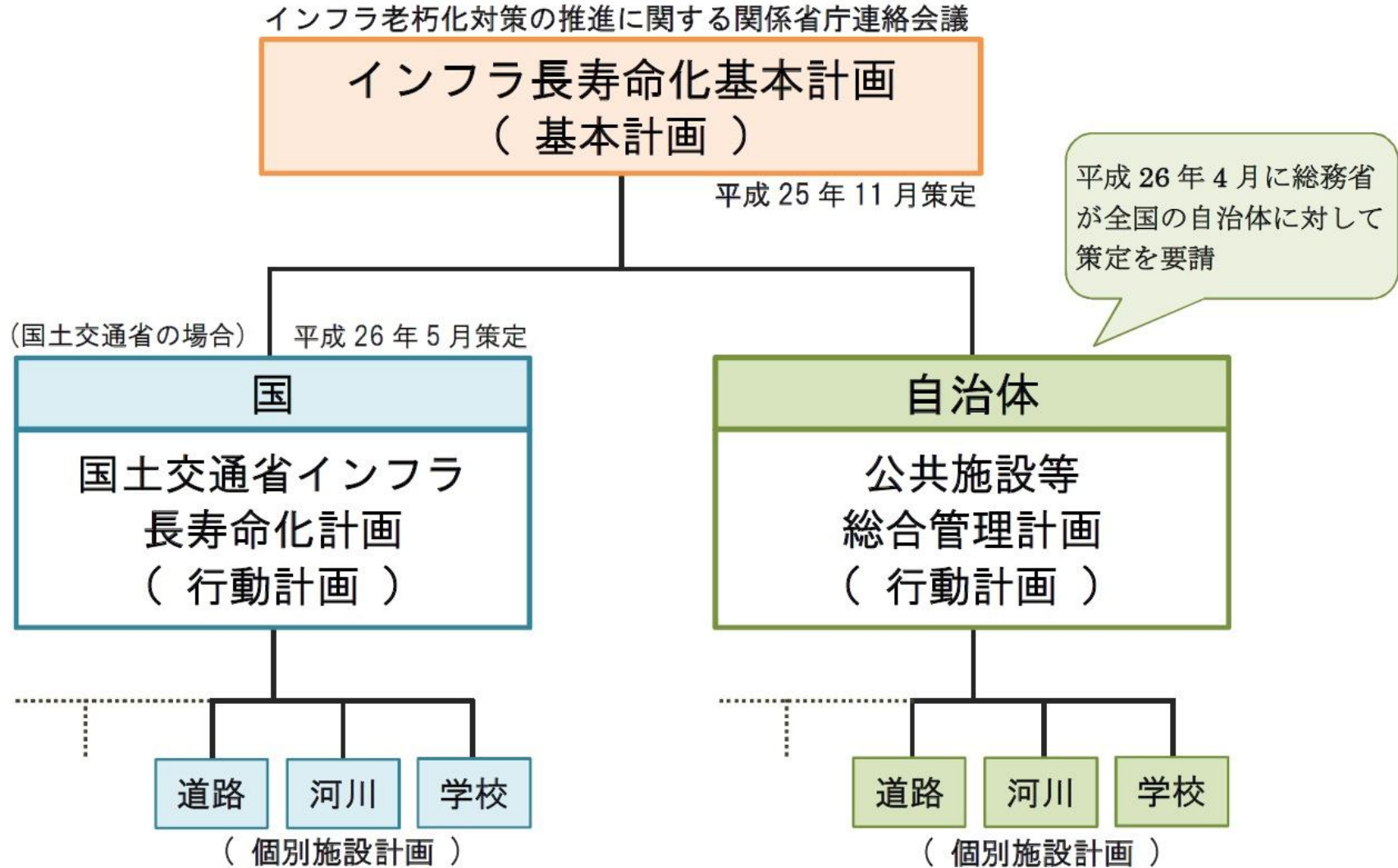
人口減少社会
の到来

社会保障費
の増大

施設の老朽化
Ⅱ
更新費用の増大

古河市が保有するファシリティ(土地・建物・インフラ等)を、市民共有の財産、また、貴重な経営資源として捉えた上で、市行政全般で、総合的な管理・活用を図る。

■ 基本方針策定の背景 ②



■ 基本方針策定の背景 ③

< 国の動向 >

公共施設等総合管理計画の策定要請(総務省:H26.4)

- 公共施設等の総合的かつ計画的な管理による老朽化対策等を推進していくために、地方公共団体に対して「公共施設等総合管理計画」の策定を要請。
- 計画期間は10年以上とし、公共施設等の現況や将来見通しを整理したうえで、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針を定める。
- 平成27年度からの地方債措置の創設(複合化・転用事業等に交付税措置)の活用にあたっては、当計画策定が必要。
- また、社会資本整備総合交付金事業は、当計画を策定した自治体に対して優先的に配分する仕組みを導入。

公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引(文科省:H27.1)

- 統廃合の検討の根拠となるもので、少子化で今後増えるとみられる小規模校のデメリットを解消する目的で約60年ぶりに内容を見直し。
- 小学校では全校で6学級以下、中学校は全校で3学級以下の学校は、自治体に対し、統廃合の適否の早急な検討を促し、通学時間は「1時間以内」を目安とする。

■ 基本方針策定の背景 ④

< 市の取組み >

公共施設の耐震化に向けた取組み方針(H26.1)

- 公共施設の耐震対策については、児童生徒の安全を最優先に取組み、平成27年度には市内32校の全てが対応済みとなる。
- 公共施設の耐震化に向けた取組み方針により、耐震性が特に脆弱である昭和46年以前の公共施設について、対策を講じていく。
 - ⇒ 閉鎖：総和庁舎旧館(H26.5)、三和公民館(H26.6)
古河勤労青少年ホーム(H27.3)

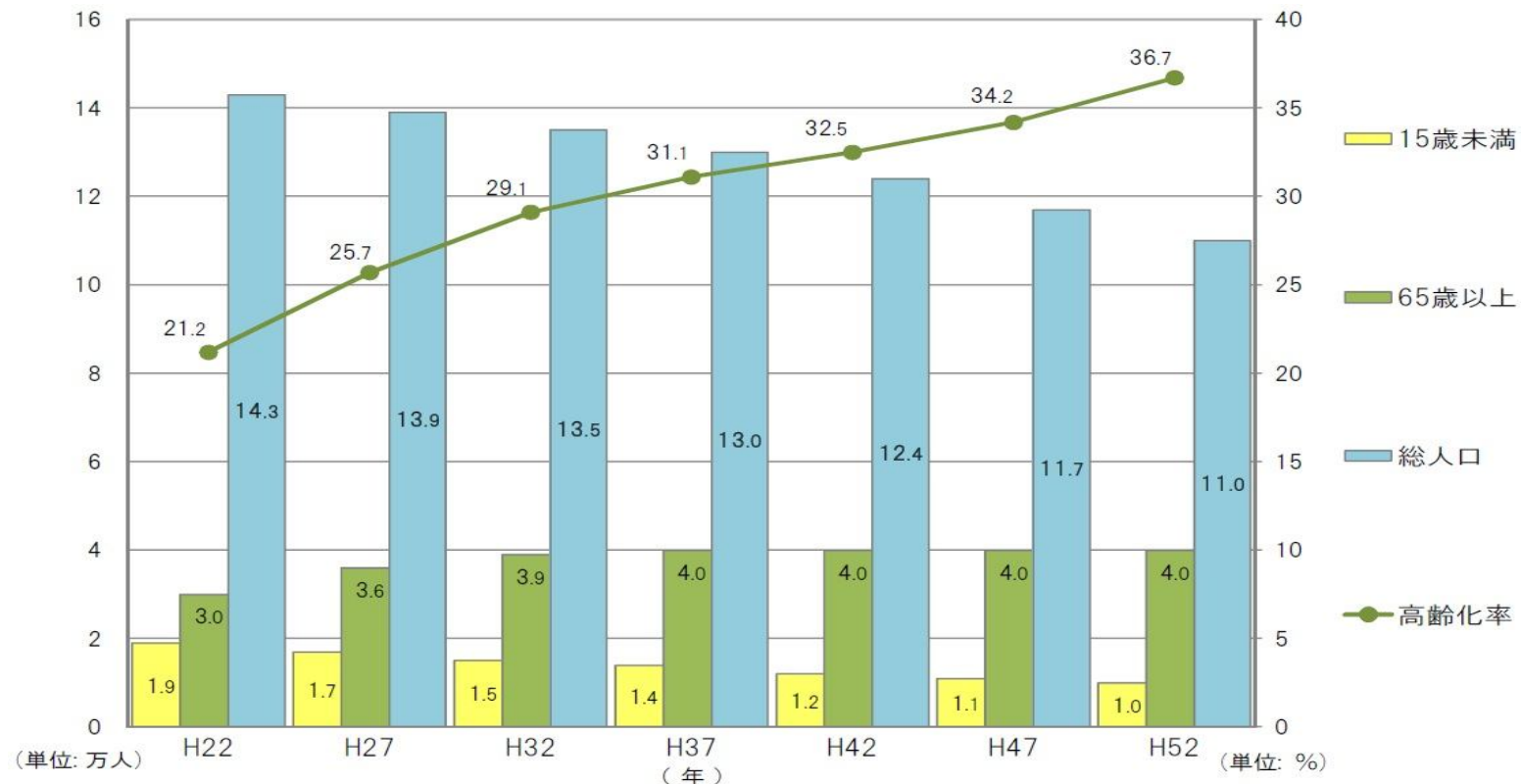
第3次古河市行政改革大綱(H26.3)

- 公共施設等の老朽化・更新問題に触れ、重点目標の一つとして「ファシリティマネジメントの確立」を掲げる。
- 推進計画では、「資産の利活用」を掲げ、次の施策を位置づける。
 - ⇒ 庁舎等施設の安全確保
 - ⇒ 未利用財産の利活用
 - ⇒ FMの確立(マネジメント部署の設置、施設データの一元化等)

■ 人口推計

- 日本社会全体の少子高齢化現象に歯止めがかかる要素が見出せないこと等を考慮すると、平成32年で人口約13.5万人、平成42年で人口約12.4万人、平成52年で人口約11万人になるものと推計。(今後、約30年間で約3.3万人の減少)
- 少子高齢化により15歳未満人口は減り、65歳以上の高齢化率は上昇する見込み。

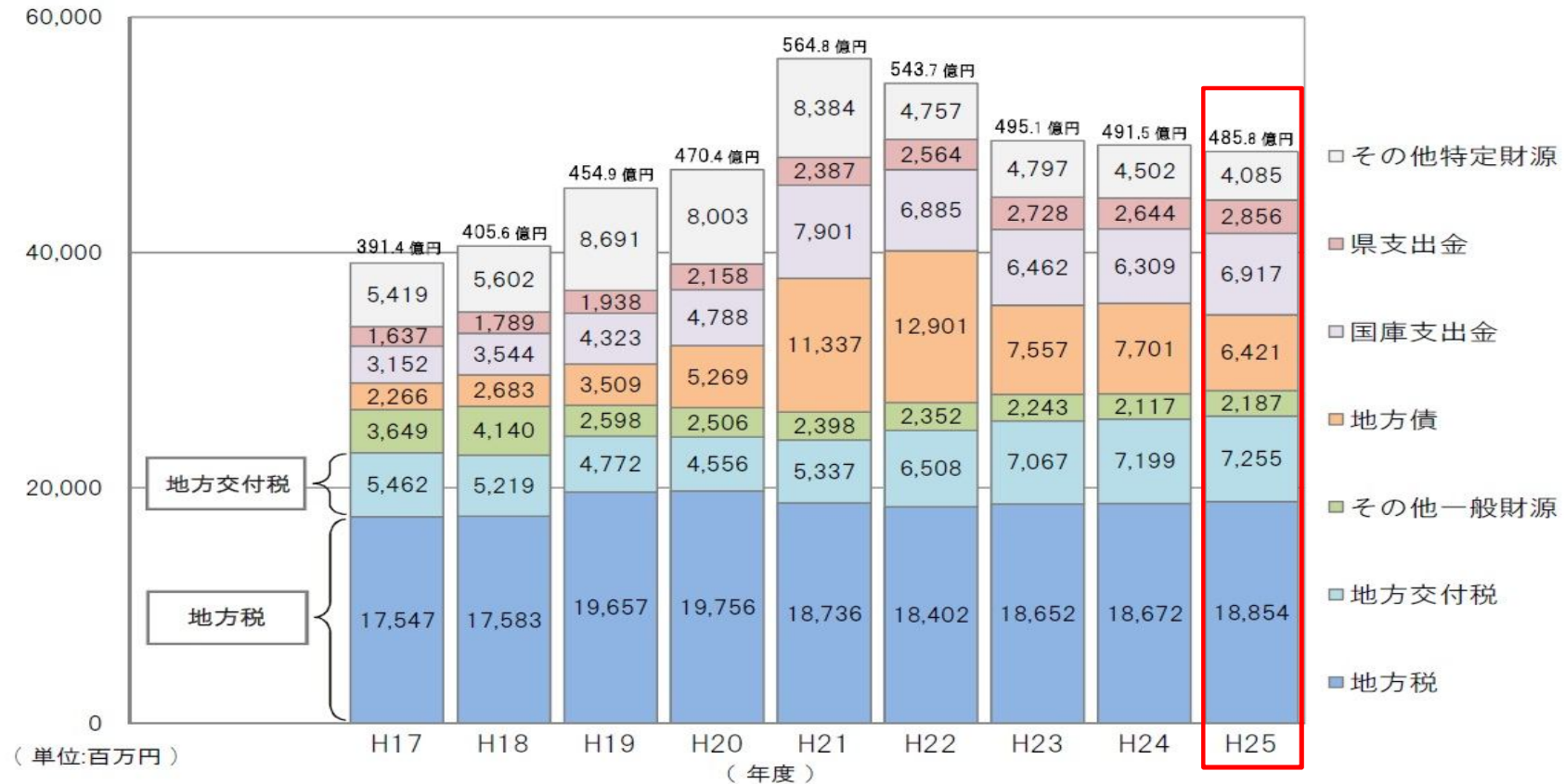
【市の人口推計】



■ 財政状況（歳入の推移）

- 平成25年度決算額では、自主財源である市税（約189億円）が最も高く、歳入全体の38.8%を占めている。
- 一方、依存財源については、国・県支出金（約98億円）が20.2%、地方交付税（約73億円）が14.9%など、歳入全体の半数以上を占めている。

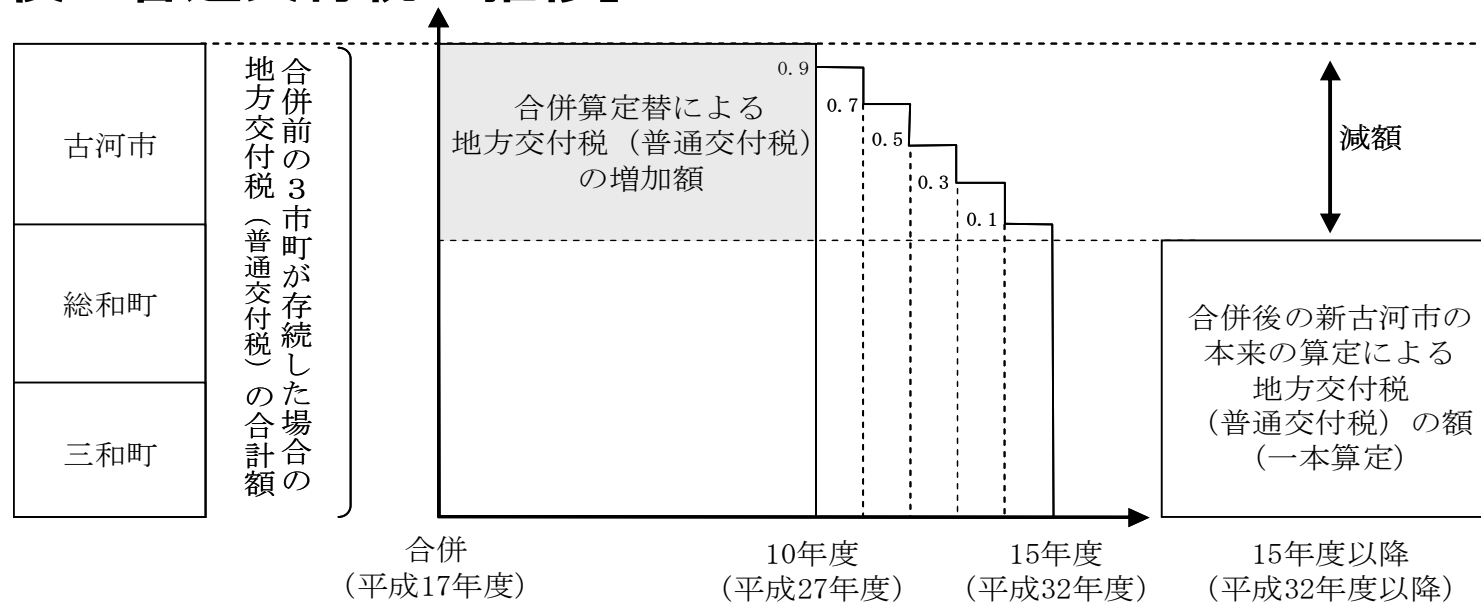
【普通会計歳入決算額の推移】



■ 財政状況（普通交付税の算定替え）

- 普通交付税は、合併算定替えにより旧3市町が存続していると仮定した額が全額保障されているが、（現行の制度においては）平成28年度から5カ年度にかけて、段階的に減額され、平成33年度からは、一本算定になるものとされている。（下記※）
- 今後、自主財源の確保に努めていくとともに、将来的な財政見通しに留意した市政運営が必要となる。

【今後の普通交付税の推移】

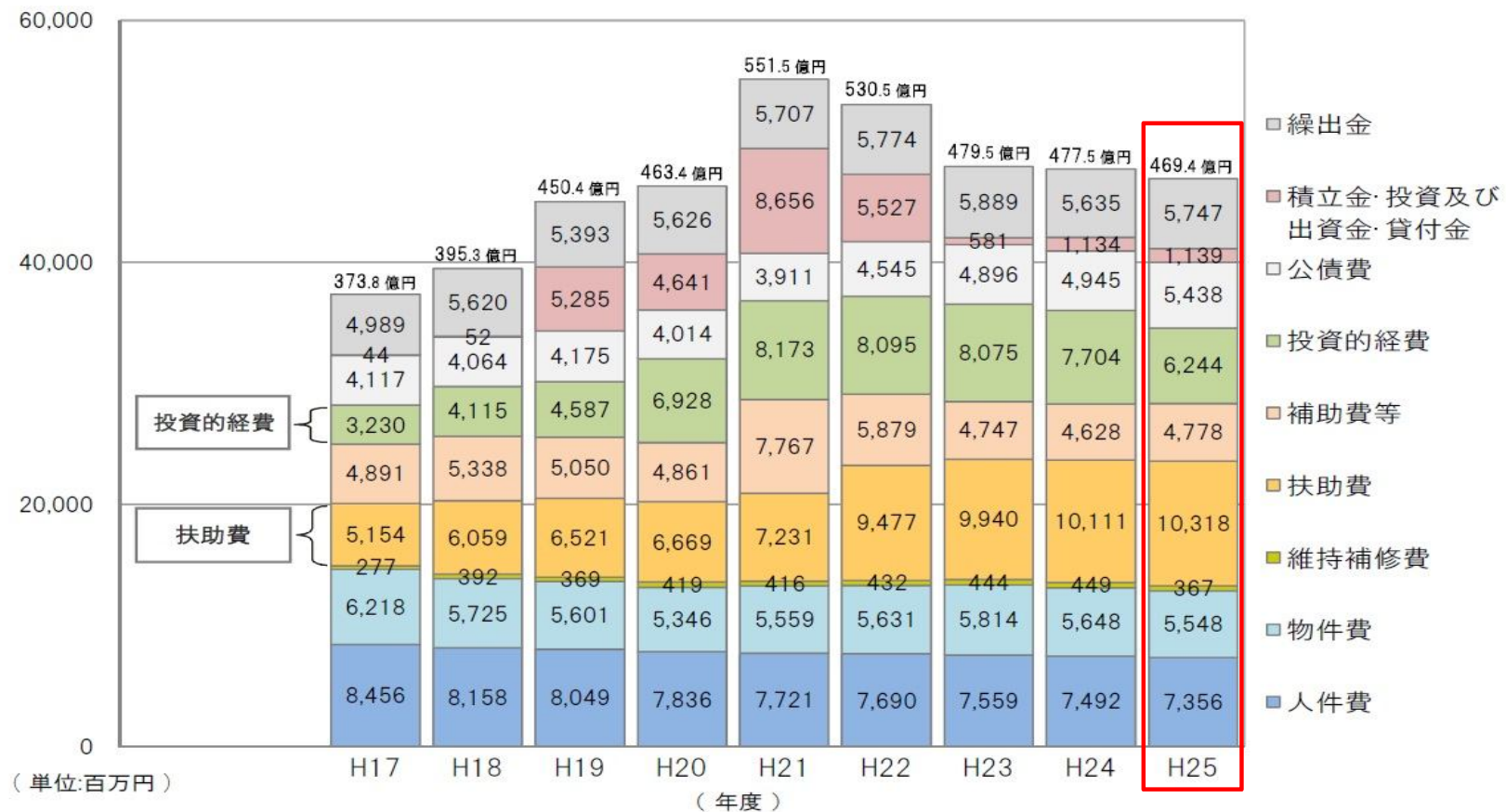


※ 総務省において、算定の見直し（標準団体の面積等）により、減額相当の約7割が維持される見込み。

■ 財政状況（歳出の推移）

- 平成25年度決算額では、義務的経費である扶助費（約103億円）が最も高く、歳出全体の22.0%を占めており、今後も高齢化率は上昇傾向が続くとみられ、さらに扶助費の増加が見込まれる。

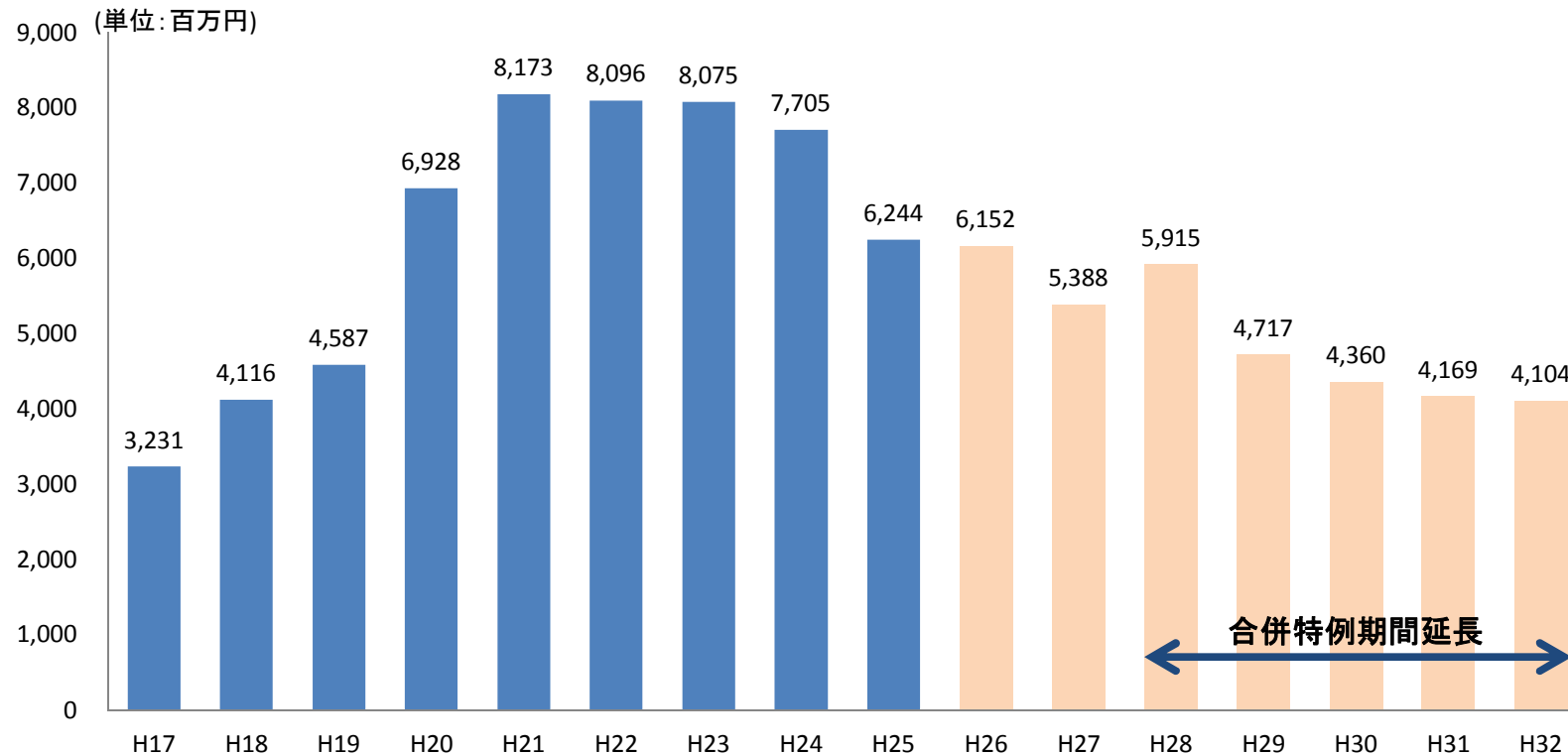
【普通会計歳出決算額の推移】



■ 財政状況（投資的経費の推移）

- 合併後の投資的経費の推移をみると、合併時と比較するとピーク時には約2.5倍の決算額となっており、この要因としては、合併特例債等の活用による市道整備や学校施設の耐震化を推進してきたことなどが挙げられる。
- 今後は合併優遇措置期間が終了することにより、新たな財源が見込まれない限り、一般財源による投資的経費を圧縮等していくことが必要となる。

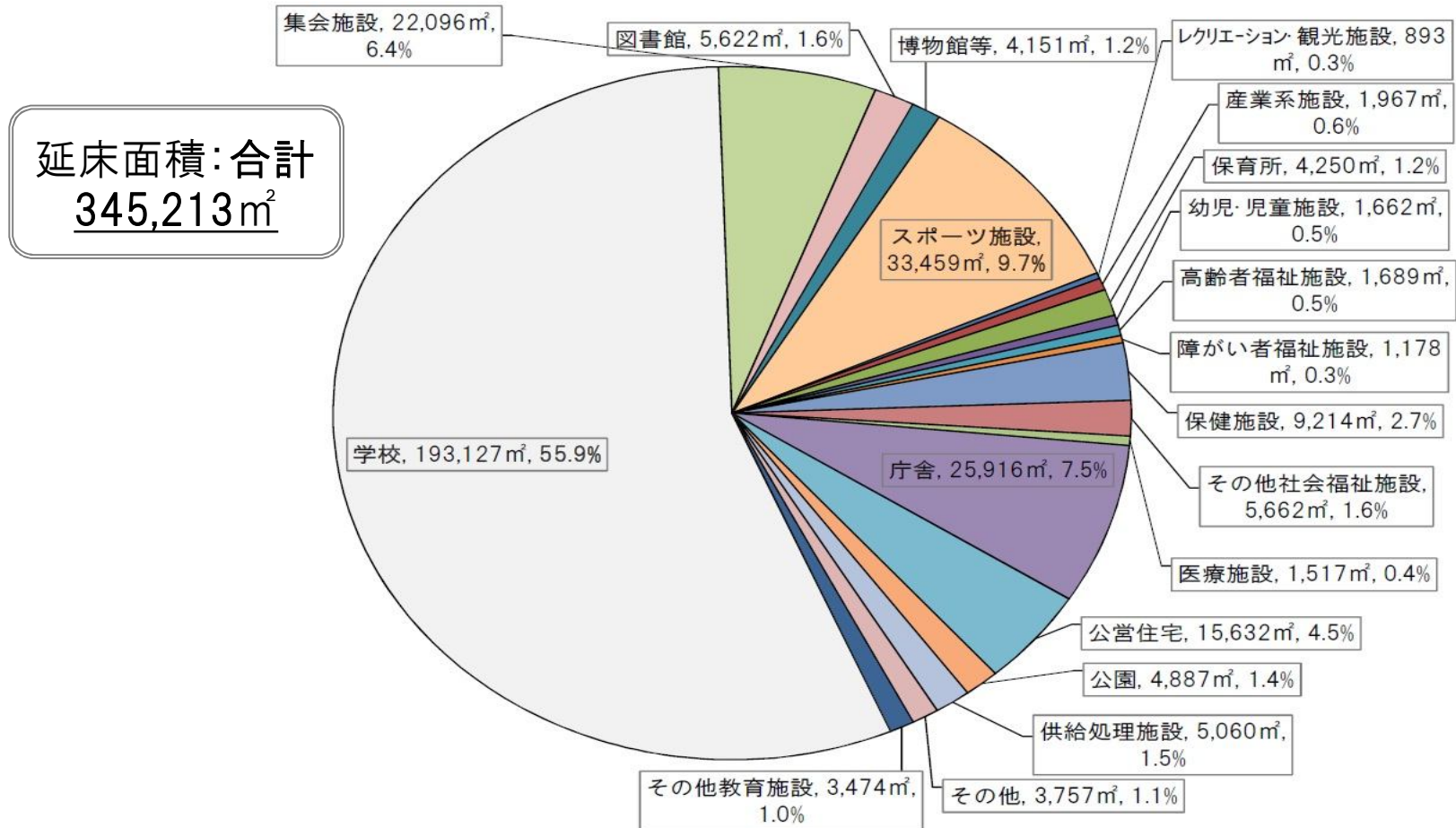
【投資的経費の推移（見込み）】



■ 公共施設の数・量（種別割合）

- 最も量(延床面積)が多いのは、小中学校等の学校教育系施設で全体の半分強を占める。
- 次いで多いのが、スポーツ施設で10%程度を占める。

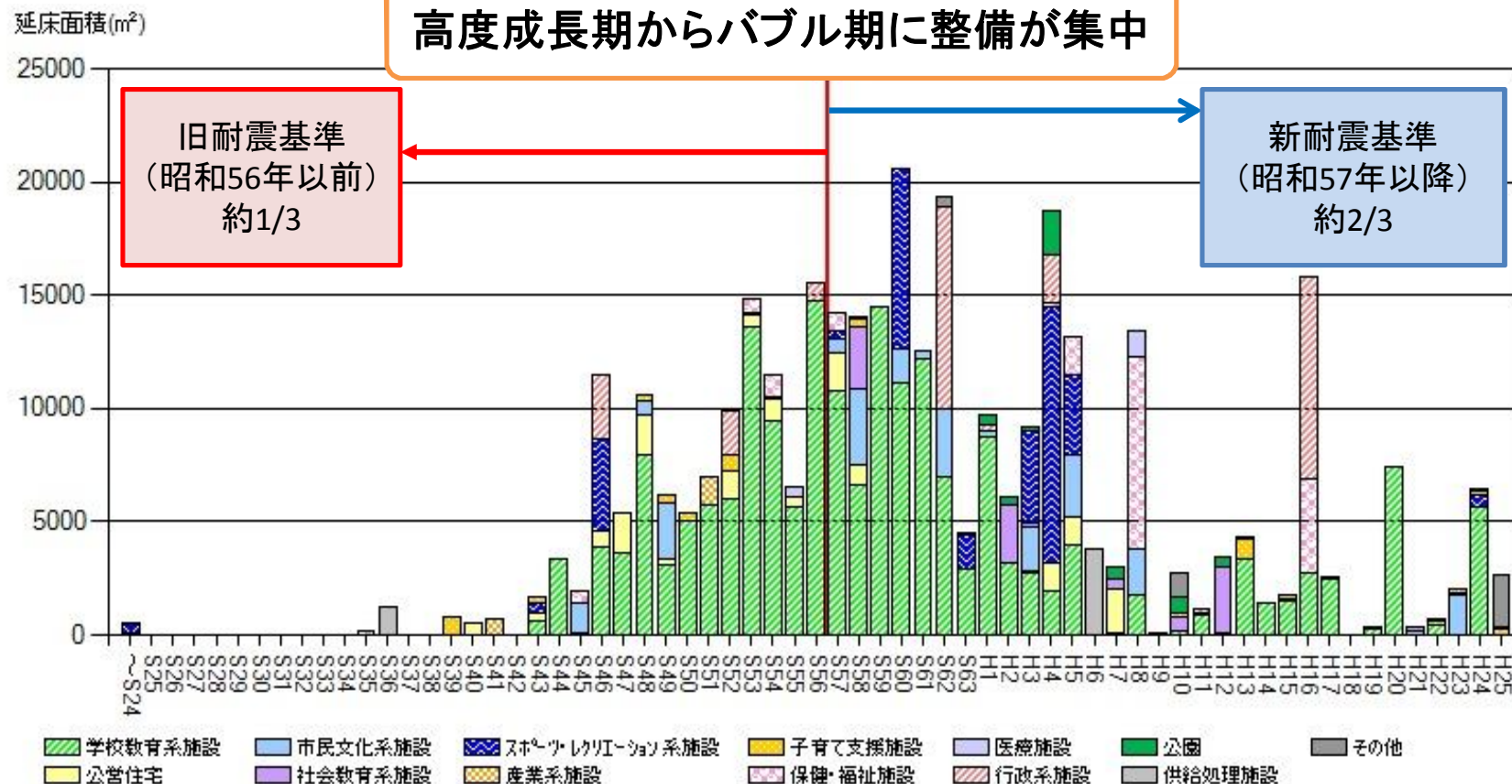
【施設種別の延床面積（割合）】



■ 公共施設の数・量（建築年度別）

- 人口減少に転じた後も公共施設の数・量は引き続き増大している。
- 今後の人口規模、行政需要等に応じた公共施設の数・量の適正化が必要となる。

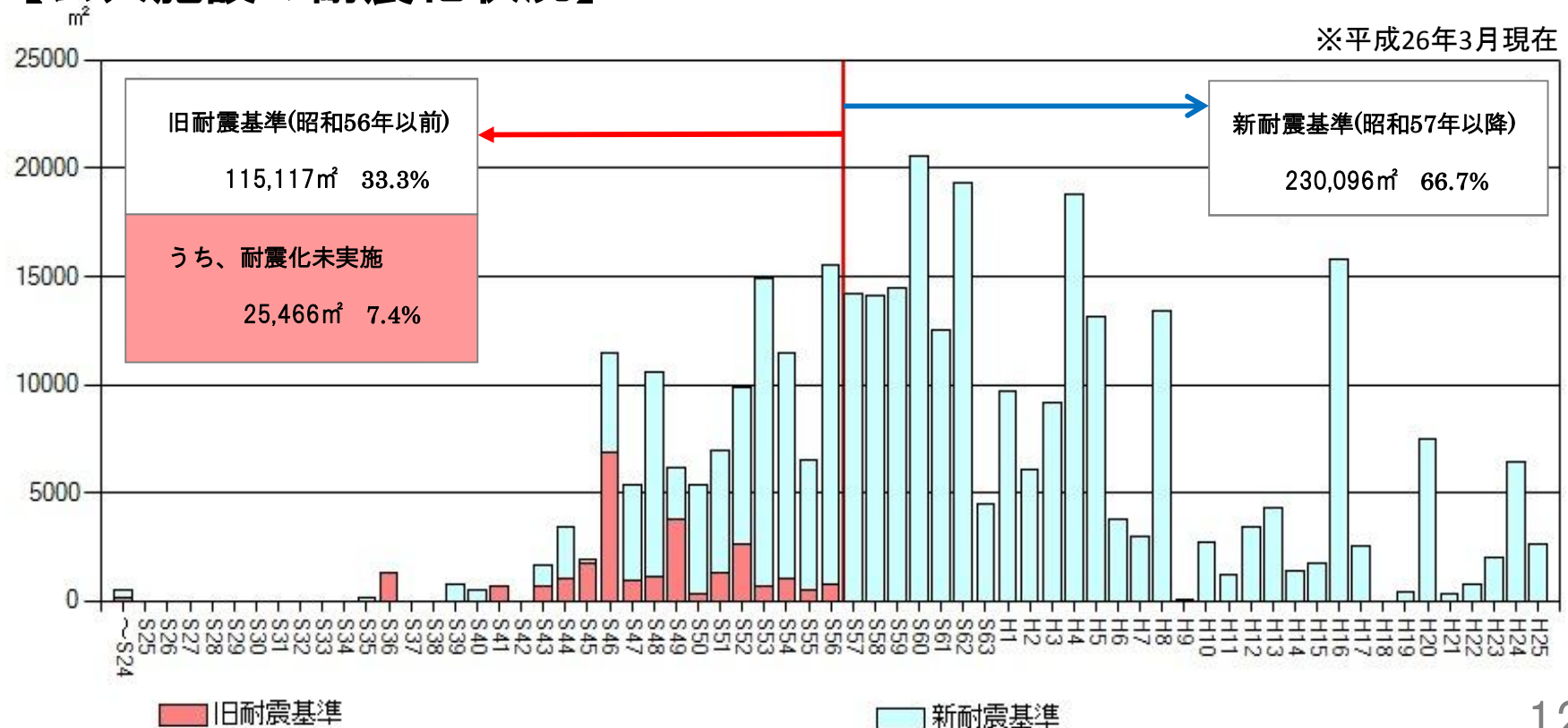
【公共施設の年度別整備延床面積】



■ 公共施設の耐震化

- 市内には昭和56年以前の旧耐震基準で建設されたものが多く、これまでは児童や生徒の安全を考慮し、学校の耐震補強工事等を優先的に実施してきた。
- 総和庁舎については、耐震性の問題から平成26年5月に旧館を閉鎖し、同様に三和公民館においても同年6月に施設を閉鎖するなど、今後も旧耐震基準で建設された施設については、早急に対応策を検討する必要がある。

【公共施設の耐震化状況】



■ 公共施設の耐用年数・更新の考え方

○耐用年数の考え方

	築	備考
更新(建替え)	60年	日本建築学会による「建築物の耐久計画に関する考え方」から
大規模改修	30年	附属設備・配管等の耐用年数が約15年であることから2回目の改修を大規模改修とする

○更新及び大規模改修の単価

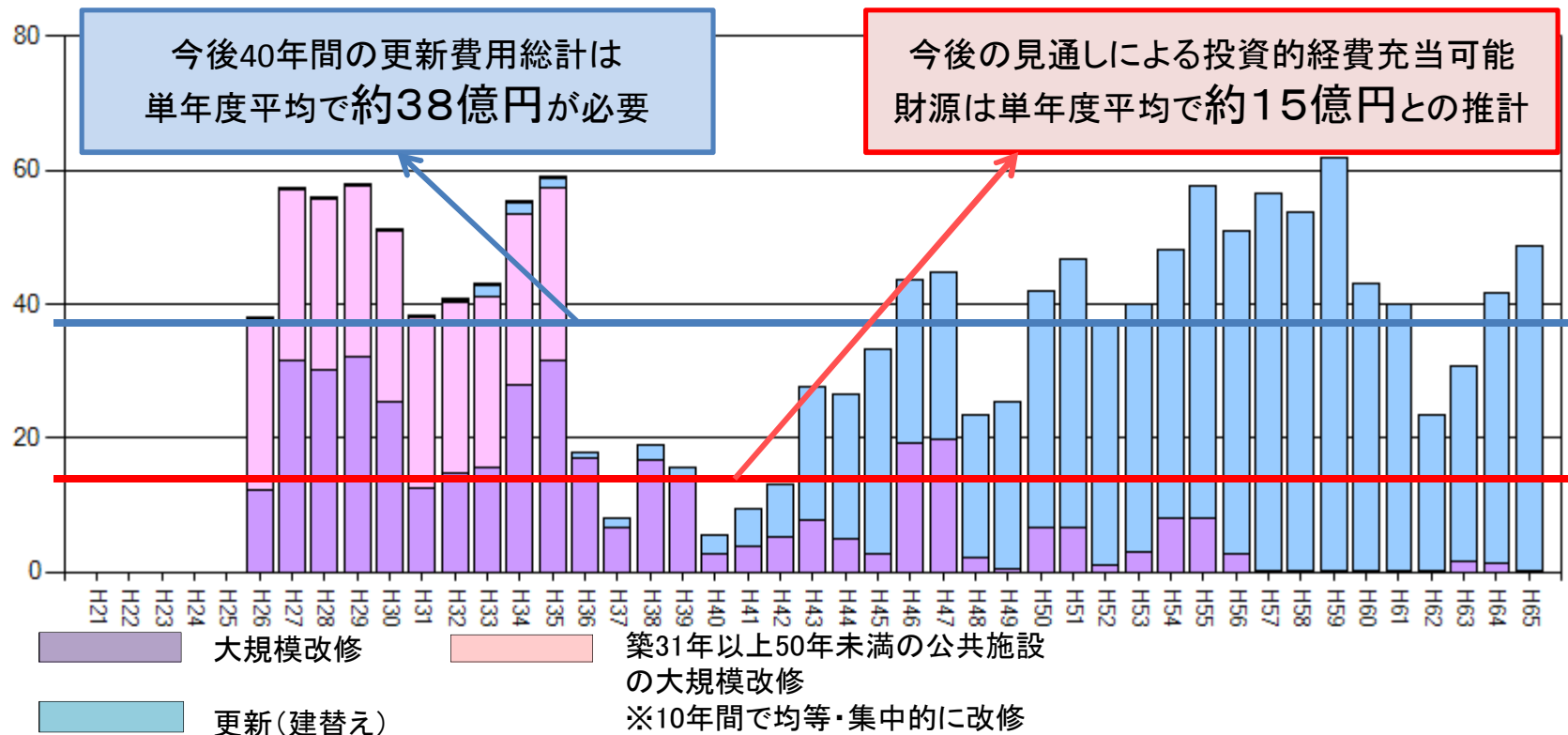
施設	更新(建替え)	大規模改修
市民文化系・社会教育系・行政系施設 等	40万円/m ²	25万円/m ²
スポーツ系・レクリエーション系施設 等	36万円/m ²	20万円/m ²
学校教育系・子育て支援施設 等	33万円/m ²	17万円/m ²
公営住宅	28万円/m ²	17万円/m ²

■ 公共施設の更新費用推計

- 市内の公共施設を全て更新した場合、今後40力年間で公共施設の更新費用総額は約1,531億円、単年度平均で約38億円の更新費用が見込まれる。
- 更新費用に充てることができる投資的経費充当可能財源は、今後の扶助費の増加や合併優遇措置の終了などを考慮すると、更新費用に充てることができる財源が大きく不足することが考えられる。

【今後の公共施設の更新費用の推移】

億円



■ インフラ資産の更新費

- 道路、橋りょう、上下水道等のインフラ資産については、今後40力年間においてインフラ資産全体を更新する場合、更新費用は単年度平均で約71億円が見込まれる。
- インフラ資産については、更新時期を経過した場合にあっても日常的な修繕等の対応により、その使用に十分耐えられるものや、技術水準や法改正への対応等を考慮すると単に再整備をすることで更新できないものもある。

【主なインフラ資産】

① 道路

一般道路		自転車歩行者道	
実延長合計	道路面積合計	実延長合計	道路面積合計
1,782,611 m	8,408,152 m ²	153,809 m	489,980 m ²

② 橋りょう

実延長合計	橋りょう面積合計
2,762 m	18,272 m ²

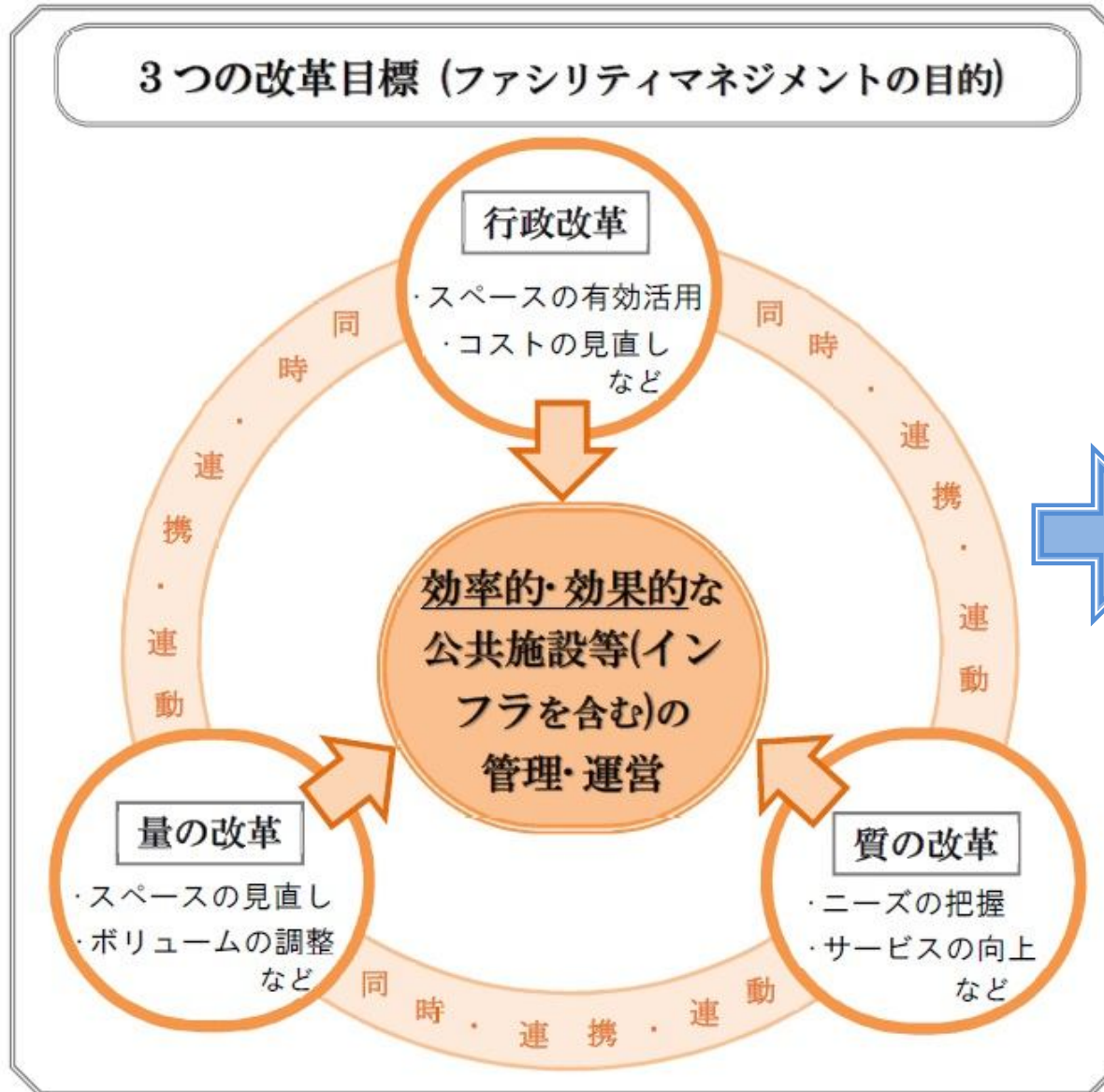
③ 下水道・農業集落排水

公共下水道		農業集落排水	
実延長合計	普及率	実延長合計	普及率
456,176 m	57.1 %	33,968 m	7.8 %

④ 上水道

実延長合計	普及率
996,274 m	95.9 %

■ファシリティマネジメントの基本方針



計画期間

平成27年度 から
平成66年度 まで

40カ年間

3つの改革目標
を推進し、...

- 将来へ負担を残さない行財政運営の実現
- 過不足のない公共施設サービスの提供
- 持続可能な社会基盤(インフラ)の安定管理

■ FM(ファシリティマネジメント)の手法〔行政改革の推進〕

● 維持管理業務の適正化

- 各施設の維持管理業務等の再点検や見直しを実施し、維持管理コストの縮減を図る。
- 類似施設の維持管理業務仕様の統一化など、業務の適正化を図る。

取組み(検討)事例

- 事業評価による見直し
- 業務仕様書の統一化
- 包括的業務委託の検討
など

● 施設情報の一元化・共有化

- 各部署で管理している施設情報について、全庁での一元化・共有化を行い、「見える化」を図る。
- これらの情報をもとに修繕や更新の時期、コスト等の分析・評価を実施する。

取組み(検討)事例

- 施設カルテの作成
- 利用状況、更新費等の公表
- 一元化システムの導入
など

● 公有財産の有効活用

- 未利用財産や施設の空きスペースについては、貸付けや転用など、有効的な活用を図る。
- 利活用を見込めない公有財産については、多様な手法を活用しながら積極的に処分(売却)を検討する。

取組み(検討)事例

- 有料広告による案内板設置
- 自動販売機設置の競争入札化
- 遊休財産の売却業務委託
など

■ FM(ファシリティマネジメント)の手法 [量の改革の推進①]

● 施設サービスの適正化

- 将来に向けた公共施設の必要性・有効性等を検証し、今後も継続して施設サービスを提供する必要性が低い施設については、別の用途への転用を検討するなど、施設サービスの適正化を図る。
- 老朽化が著しい施設や類似機能を有する施設などについては、施設の統廃合も視野に入れながら検討する。

取組み(検討)事例

- 用途転用
 - ・ スペースU拡張
 - ・ 古河勤労青少年ホーム
 - ・ 三和庁舎3階(公民館)
- 廃止
 - ・ 三和メディカルセンター
(公園へ) など

● 施設機能の多機能・複合化

- 「一つの目的に対して一つの公共施設を整備する」という考え方を改め、施設機能の多機能化・複合化を図る。
- 既存施設においては遊休スペースなどの有効活用や、部分的に用途変更を図るなど、多様なサービスを一つの施設において提供できるよう検討する。

取組み(検討)事例

- 多機能、複合化
 - ・ 三和庁舎と三和公民館
 - ・ 日赤跡地複合施設
(保育所、子育て関連施設)
 - ・ 小中学校の連携など

■ FM(ファシリティマネジメント)の手法 [量の改革の推進②]

● 新設の抑制

- 耐用年数を経過した建物の統廃合や建替えを除き、原則として、新たに公共施設を整備(新設)することを抑制する。
- 新設が必要な場合には、既存施設の有効活用を検討した上で、必要最小限の規模で整備するものとし、また、事業手法としてPFIなど民間活力の活用について検討する。

取組み(検討)事例

- 建替え施設
 - ・ 上辺見保育所
 - ・ 古河体育館など
- 新設施設
 - ・ 三和地域交流センターなど

● 広域連携の推進

- 「関東どまんなかサミット会議」による公共施設の相互利用など、周辺自治体との連携強化を図り、複数の自治体で必要な公共施設の機能を補完することができるよう、公共施設の広域連携を推進する。

取組み(検討)事例

- 公共施設の相互利用
(サミット会議、坂東・猿島郡) など

■ FM(ファシリティマネジメント)の手法〔質の改革の推進〕

● 計画的な維持管理と施設の長寿命化

- 建物や設備の定期的な検査や更新を計画的に進めるために、施設の長寿命化に向けた指針や保全計画を策定し、また、検査体制の整備等を推進する。

取組み(検討)事例

- 長寿命化(保全)計画の策定
- モデル施設による耐用年数調査 など

● 受益者負担の適正化

- 施設の利用条件やコストに係る地域間、利用者と非利用者間の負担格差等を是正するために、受益者負担の原則を基に施設利用料等の見直しを図る。

取組み(検討)事例

- 市と受益者の負担割合の検証
- 利用料等の見直し など

● 市民協働・官民連携の推進

- 民間の資金やノウハウの活用など、多様な選択肢から最も効率的で効果的な手法を適用することにより、質の高い公共施設サービスを提供することを目指す。

取組み(検討)事例

- 地域による施設の管理運営
- 指定管理者制度の推進
- PPP、PFIの活用 など

● 時代のニーズに即した公共施設機能の確保

- 社会経済の変化や時代の要請に応じた公共施設機能を確保するため、環境に配慮した共生型の施設機能の整備など、時代に即した施設づくりを目指す。

取組み(検討)事例

- 学校トイレの洋式化、空調整備
- 環境、災害対策機能の強化
- ユニバーサルデザインの導入 など

■ ファシリティマネジメントの進め方

推進体制の整備

- 全庁的な視点から、市内公共施設等のあらゆるデータや、施設ごとに検討されている修繕計画等の情報を一元的に管理し、全庁的な施設マネジメントができる体制を整備する。
- 具体的には、本方針に基づく取組みを推進するため、「(仮称)ファシリティマネジメント推進会議」を設置し、重要事項について総合的な調整や審議を行うものとする。
また、有識者などによる専門的な視点からの意見なども取り入れること等も検討する。

分野別施設計画の策定

- 本方針に基づき、中長期的な視点から、市の財政負担の軽減・平準化を図るため、計画期間における公共施設等の数量に関する目標を設定する。
- 各施設の劣化状況や各施設分野を取り巻く環境を総合的に把握し、今後必要となるコストの見通しを明らかにした分野別施設計画を策定する。

市民への情報提供

- 分野別施設計画の策定にあたっては、公共施設の利用者はもとより、広く市民アンケートを実施するなど、潜在的な公共施設ニーズの把握に努める。
- 施設の廃止や統廃合を検討する場合は、市民に対し、その具体案についての情報を積極的に提供し、市民からの意見を聴取すること等も検討する。

■ 今後の予定

スケジュール

- H27.3月 基本方針の決定
- H27.4月以降
 - ・ 基本方針の公表(広報等)
 - ・ 公共施設カルテの公表
 - ・ 「(仮称)ファシリティマネジメント推進会議」の設置
 - ・ 数値目標の設定
 - ・ 分野別施設計画の策定(各分野)

古河市公共施設等総合管理(ファシリティマネジメント)基本方針

平成27年3月発行 古河市 財政部 財産活用課
〒306-0291 茨城県 古河市 下大野2248番地
TEL 0280-92-3111(代表) FAX 0280-92-9477